

公衆無線LAN インターネットサービス

富士見高原病院では、院内で患者さん・来訪者が無料で利用できる無線インターネットサービス提供しています。お手持ちの無線LAN機能を持つパソコン・スマートフォン・携帯・タブレット等で、インターネットを利用いただけます。

重要

ご利用に関し、技術的なご質問に関してお答えする事が出来ません。利用者ご自身で設定をお願いします。

利用可能場所と利用可能時間

利用場所	利用時間	備考
新病棟(1F～5F)	24時間利用可能	各病室、病棟談話室、人間ドック居室など
西診療棟(1F～4F)	〃	整形外科外来、リハビリ、人工透析室、会議室など
中診療棟(1F～3F)	〃	内視鏡/生理検査室待合ロビーなど
管理棟(1F)	〃	正面玄関ロビー、外科/形成外科/救急外来待合など
南診療棟(1F～3F)	〃	内科外来、眼科外来待合など
東棟(3F)	〃	

場所によっては回線及び電波状況により十分な速度で動作できない場合もございます。

機器情報

- 無線LAN(Wi-Fi)規格：IEEE802.11a/b/g/n 準拠
- 認証方式：WPA2-PSK-AES

利用に関して

- SSID/セキュリティキーについては職員へお問い合わせ下さい。
- セキュリティの観点からインターネットを利用しないときはWi-Fi機能を[OFF]に設定するよう心がけてください。
- 別紙「公衆無線LAN利用規約」を熟読、同意の上、ご利用下さい。

公衆無線 LAN 利用規約

本サービスを利用される方は、以下の規約に同意されたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規約は、病院利用者(患者さん、健診利用者など)へのアメニティの提供を目的に富士見高原医療福祉センター富士見高原病院が整備した公衆無線 LAN(以下、無線 LAN という)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所及び利用時間は別表のとおりとする。

(利用者が準備するもの)

第3条 無線 LAN の利用を希望する者は、利用に当たっては次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院からの機器の貸し出しは行わない。

- (ア) スマートフォン、iPhone、iPad、ノートパソコン等、Wi-Fi 対応可能な機器
- (イ) 無線 LAN インターフェース(IEEE802.11a/b/g/n 準拠)及び、閲覧ソフト

(無線 LAN の利用)

第4条 利用者は無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

- (ア) 利用者は本利用規約に同意しなければ、無線 LAN を利用してはならない
- (イ) 無線 LAN を利用した者は、この規約に同意したものとみなす
- (ウ) 無線 LAN の利用料金は無料とする
- (エ) 設定等に関し、技術的な質問には病院は答えない

(禁止事項)

第5条 利用者は、無線 LAN を利用して次に掲げる行為をしてはならない。

- (ア) 著作権その他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (イ) 財産又はプライバシーを侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- (エ) 他者を誹謗中傷する行為
- (オ) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (カ) 選挙運動又はこれに類する行為
- (キ) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (ク) ID 又はパスワードを不正に使用する行為
- (ケ) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線 LAN を通じ、若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
- (コ) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (サ) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロード等、通信回線に負担をかける等、他の利用者に対して迷惑になる行為

(シ) 前各号に掲げるもののほか法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は病院が不適切と判断する行為

(運用の中止)

第6条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは無線LANの運用を中止することができる。

- (ア) 無線LANのシステムを保守又は工事を行うとき
- (イ) 無線LANシステムに係る設備、ネットワークの障害等やむを得ない事由があるとき
- (ウ) 前各号の掲げるもののほか、無線LANの運用上、病院が必要と認めるとき

(免責等)

第7条 無線LANの運用中止により、利用者又は第三者が被った被害については、病院はその責を負わない。

第8条 病院は、無線LANもサービスの内容及び利用者が等無線LANを通じて得る情報等については、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行われぬ。

- (ア) 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の被害については、病院はその責を負わない
- (イ) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する
- (ウ) 無線LANへの接続に係る利用者の機器設定は、原則利用者が行うものとする。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により無線LANを利用出来ないときがあっても、病院はその責を負わない
- (エ) 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に発生した紛争等について、病院はその責を負わない
- (オ) 病院は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録する

(利用規約の変更)

第9条 病院は、必要があると認められたときは予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は変更後の規約に同意したものとみなす。

別表(第2条関係)

利用場所	利用時間	備考
新病棟(1F~5F)	24時間利用可能	各病室、病棟談話室、人間ドック居室など
西診療棟(1F~4F)	〃	整形外科外来、リハビリ、人工透析室、会議室など
中診療棟(1F~3F)	〃	内視鏡/生理検査室待合ロビーなど
管理棟(1F)	〃	正面玄関ロビー、外科/形成外科/救急外来待合など
南診療棟(1F~3F)	〃	内科外来、眼科外来待合など
東棟(3F)	〃	

場所によっては回線及び電波状況により十分な速度で動作できない場合もございます。